

国立大学法人東京外国語大学内部監査実施基準

〔平成16年4月1日〕  
規則第127号

改正 令和4年10月19日規則第62号

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人東京外国語大学内部監査規程（以下「内部監査規程」という。）第21条の規定に基づき、内部監査の実施に関し、必要な事項を定める。

(内部監査計画の記載事項)

第2条 内部監査計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 内部監査の方針
- (2) 内部監査実施時期
- (3) 内部監査の対象及び内容
- (4) 内部監査の方法
- (5) 内部監査担当者
- (6) その他必要な事項

(内部監査実施計画書の記載事項)

第3条 内部監査実施計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 内部監査の対象
- (2) 内部監査の内容
- (3) 内部監査の方法
- (4) 内部監査の日程
- (5) 内部監査担当者
- (6) その他必要な事項

(内部監査事項)

第4条 内部監査事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 関係諸法令、業務方法書、諸規定等の整備状況及び遵守状況
- (2) 中期計画の実施状況
- (3) 組織の運営及び人事管理の状況
- (4) 防火その他保全に関する措置状況
- (5) 決算（年次及び月次）の状況
- (6) 予算の執行及び資金運用の状況
- (7) 契約の執行状況
- (8) 債権管理の状況
- (9) 金銭出納及び資金管理の状況

- (10) 資産管理の状況
  - (11) その他必要な事項
- (内部監査の通知)

第5条 監査室長は、内部監査を実施するにあたり、あらかじめ被監査部局の責任者に通知するものとする。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、事前に通知することなく内部監査を実施することができる。

(内部監査結果報告書の記載事項)

第6条 内部監査結果報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 内部監査の区分
- (2) 内部監査の種類
- (3) 内部監査の実施期間
- (4) 内部監査の方法
- (5) 内部監査担当者
- (6) 被監査部局
- (7) 内部監査実施結果
- (8) 内部監査の結果についての意見及び勧告事項（改善提案を含む。）
- (9) 被監査部局からの要望
- (10) その他参考事項

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。